

## 第 1 2 節 医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し若しくは混乱したため、被災地の地域住民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療及び助産を実施するためのものである。

### 1 実施責任者

災害のための医療及び助産のみちを失った者に対する医療及び助産は、医療関係機関の協力を得て、村長が行う。担当は、健康保険対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

### 2 医療体制

(1) 医療及び助産は健康保険対策班が、災害の規模及び患者の発生状況によって日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、その他の協力を得て行うものとする。

(2) 医療班の編成は次のとおりとする。

医師 1 人、看護師又は保健師 2 人、事務職員 1 人(必要により運転手 1 人)

(3) 応急救護所・臨時救護所の設置

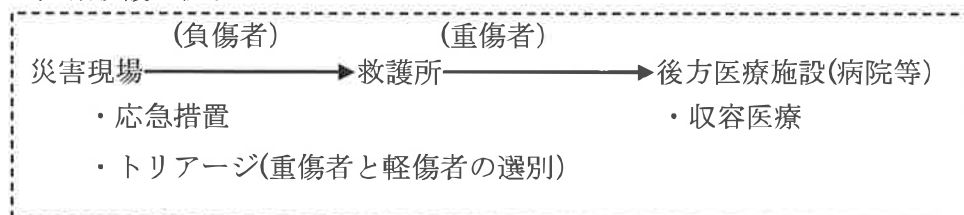
医療班は被災者の収容所その他の適当な地点に応急救護所を設けるとともに、村内及び近隣市町村の病院、診療所等の施設を利用して臨時救護所を設ける。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者、又は医療班による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、村内及び近隣市町村の病院、診療施設における入院治療施設において救護を行う。

(5) 医療救護の流れと体制確立

ア 医療救護の流れ



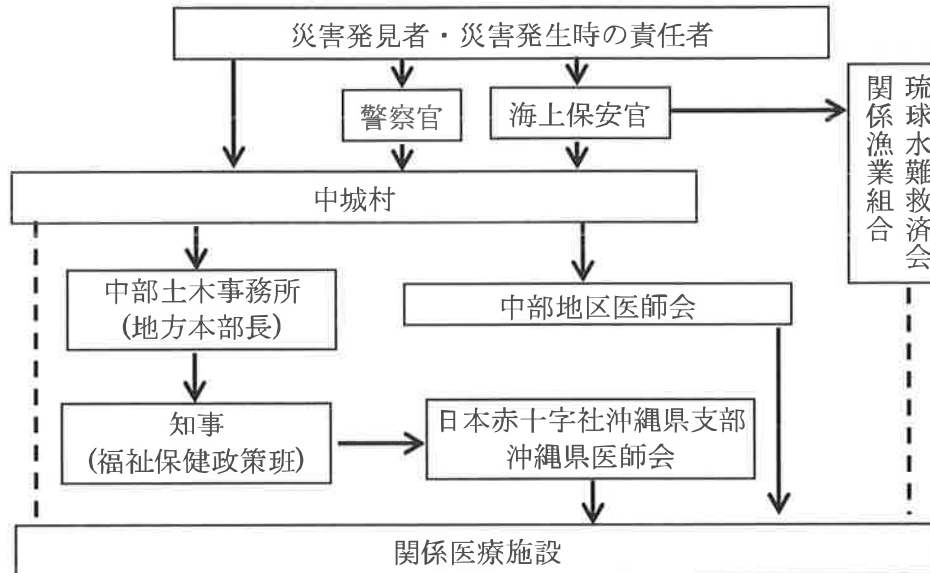
※ 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

イ 本村の業務内容

(7) 現地における応急的医療施設の設置及び管理

- (イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- (ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- (エ) 地区医師会に対する出動要請

**災害発生時の通報連絡系統**



- ※ 通報内容 ①事故等発生(発見)の日時 ②事故等発生(発見)の場所  
 ③事故等発生(発見)の状況 ④その他の参考事項

**3 助産体制**

(1) 医療班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

また、医療班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様にする。

(2) 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、助産所、村内及び近隣市町村の産科を有する病院、診療施設において救護を行う。

**4 医薬品、衛生材料の確保**

医療及び助産施設のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し、本村において確保が困難な時

は、県(薬務衛生班)に確保、輸送の要請を行う。

## 5 こころのケア

被災者のこころのケアについて、村及び県は保健所その他に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談職所員等による救護活動を行う。



### 第 1 3 節 交通輸送計画

この計画は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

#### 1 実施責任者

交通規制は、次の区分により実施する。

実施区分	規制種別	規制内容	根拠法
道路管理者	危険箇所	災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)第 46 条
公安委員会	危険箇所	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。	道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条
	緊急輸送	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。	災害対策基本法 第 76 条
海上保安本部	特定港湾及び危険箇所  災害緊急輸送	1 船舶交通安全のための必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき又は混雑緩和に必要なとき。 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。	港則法 (昭和 27 年法律第 174 号)第 37 条 及び 海上保安庁法 (昭和 23 年法律第 28 号)第 18 条

## 2 規制措置の内容

### (1) 危険箇所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

### (2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

#### ア 緊急輸送機関の措置

災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

#### イ 公安委員会の措置(制限の必要を認めたとき)

(ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 上記の通行禁止、又は制限を使用とするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

## 3 規制に係る措置

### (1) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)を行なったときは、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

### (2) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

### (3) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状

況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(4) 車両運転者の責務

災害対策基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路区間及び区域に係わる通行禁止がなされた場合

道路区間や区域に係わる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所へ移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(5) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、本章第 33 節公共土木施設応急対策計画の定めるところとする。

## 4 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任者

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。ただし、次の場

合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

イ 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対象内容
第1段階	1 救助、救急、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 第1段階の継続 2 生命維持に必要な物資(食糧・水等) 3 傷病者、被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	1 第2段階の継続 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

(4) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を構ずるものとする。

ア 道路輸送

(ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者確保の順位

- a 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b 公的団体に属する車両
- c 営業用の車両等
- d 自家用の車両

(イ) 緊急通行車両の事前届出

a 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両



の事前届出を県公安委員会へ提出し、届出済証の交付を受けるものとする。県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両の事前届出整理簿の登載を行う。

**b 緊急通行車両の標章及び証明証**

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明証の公布を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

**c 標章の掲示**

緊急通行車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

様式1 車両通行止

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線および区分線の太さは、1cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法を2倍まで拡大し、または、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



様式2 緊急通行車両標章

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。



様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(ウ) 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、総務対策班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- |                  |
|------------------|
| ① 輸送日及び輸送区間      |
| ② 輸送対象の人数、品目及び数量 |
| ③ その他必要な事項       |

(エ) 村有車両以外の車両の確保

村有車両のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、村長は県及び関係機関に対し、車両の調達を要請する。

(オ) 費用の基準

- a 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。
- b 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

イ 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(イ) 県有船舶による輸送を必要とするときは、県(総括情報班)に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

- |                     |
|---------------------|
| ① 災害の状況及び応援を必要とする理由 |
| ② 応援を必要とする期間        |
| ③ 応援を必要とする船舶数       |
| ④ 応急措置事項            |
| ⑤ その他参考となるべき事項      |

(ロ) 第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事(総括情報班)に対し要請及び要請後の措置を行う。(本章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じる。)

(ハ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依

頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(エ) 空中輸送

a 空中輸送の実施及び要請等

災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、本章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じるものとする。

b ヘリポートの整備

空中輸送(緊急患者空輸、物資の空輸等)を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

(カ) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の強力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

## 第 1 4 節 公安・治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るための治安警備計画は次によるものとする。

### 1 災害時における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために村民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 2 災害時における警備体制

#### (1) 警察

警察が行う災害時における警備活動のうち、本村の関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱によるものとする。

#### (2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。



## 第 15 節 災害救助法適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会的秩序の保全を図るためのものである。

### 1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、村長は知事が行う救助を補助するものとする。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令(昭和 25 年政令第 225 号)で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

(救助の種類)

- ア 収容施設の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

本村において、災害救助法が適用される災害程度は、次のいずれかに該当する場合である。

- ア 本村の住家被害世帯数が 50 世帯に達したとき。
- イ 県全域の住家被害世帯数が 1,500 世帯以上でそのうち本村の住家被害世帯数が 25 世帯に達したとき。
- ウ 被害が広域な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- エ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

※ 被害世帯の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一つの世帯とする。また、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失した一つの世帯とみなす。なお、人口は直前の国勢調査の人口とする。

### 3 救助法の適用手続き

ア 村長は、村内において災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助法の実施を持ついとまがない場合、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。



#### 4 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間および実費弁償の基準

##### ア 救助の程度、方法及び期間

##### イ 実費弁償の方法及び程度

	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当り平均 29.7㎡ (9坪) を基準とする。 2 限度額1戸当り 1,447,000円以内 特別基準 単身者19.8㎡ 982,000円以内 2人世帯23.1㎡ 1,117,000円以内 3人世帯26.4㎡ 1,250,000円以内 4人世帯29.7㎡ 1,385,000円以内 5人世帯33.0㎡ 1,516,000円以内	災害発生のときから 20日以内着工 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 供与期間最高2年以内 3 県外からの運送費は別枠とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 一人1日当り 1,010円以内 2 被災地から縁故先 (遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上

	対象	費用の限度額	期間	備考
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班等を使用した薬剤、治療材料、医薬器具破損の実費 2 病院又は診療所社会保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	妊産婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり525,000円以内	災害発生の日から1か月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

被服寝具その他生活必需品の給与または貸与 費用の限度額

単位：円	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼	夏	17,300	22,200	32,800	39,200	39,800	7,200
	冬	28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400
半壊・半焼	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
	冬	9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300

	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（もう学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人当たり 4,400円	災害発生の日から（教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 176,000円以内 小人（12歳未満） 140,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）する。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,200円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活支障をきたしている場合	1 世帯当たり 138,500円以内	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,600円以内 薬剤師 12,100円以内 保健師、助産師、 看護師 11,600円以内 土木技術、 建築技術者 17,100円以内 大工、左官、とび職 20,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

## 第 16 節 給水計画

この計画は、災害により飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

### 1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は村長が行う。担当は、上下水道対策班が消防対策班及び協力班の協力を得て行うものとする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

### 2 給水方法

(1) 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る

(2) 飲料水の供給に関する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 給水の方法

ア 村の配水池を補給基地とし、その他応急用水として消火栓等より取水する。

イ 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水タンク車等に給水し、公園等に設置する緊急給水基地等に搬送するものとする。

ウ 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

エ 被災地への供給は、消防本部の消防車及び村内業者からの借上げ給水タンク車等により搬送して行うものとする。

オ 取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(4) 給水量

被災者に対する所要給水量は 1 人 1 日 3ℓ 程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じ給水量を増加する。

(5) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報するものとする。

### 3 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

### 4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて水道工事指定店の応援を求めるものとする。

## 5 雑用水の確保

飲み水以外の雑用水の確保について、県と連携し取組みについて推進を行っていくものとする。

## 第 17 節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員に対する食糧の供与のための調達、炊出し及び配給等の迅速確実を期するものである。

### 1 実施責任者

災害時における被災者及び災害対策員等に対する食糧の調達及び配給は村長が行う。なお、食糧の調達及び炊出しは教育対策班(学校給食共同調理場職員含む)が行い、配給は福祉対策班及び総務対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

### 2 村の食糧確保

#### (1) 主食(米穀又は乾パン)

主食のうち米穀については、村長は知事(流通政策班)の発行する応急買受許可書により、指定業者手持ちの米穀を調達する。災害用乾パンについては、知事に対し災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請書を提出し調達するものとする。

#### (2) 副食の調達

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、県(園芸振興班)及び他の市町村の応援を要請し調達するものとする。

### 3 炊出し等食品の給与

#### (1) 支給対象者

炊出し、その他による食品の給与は避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等のため炊事のできない者、被害を受け一時縁故先等へ避難する必要のある者、旅行者、村内通過者等で特に食糧を得る手段のない者及び災害応急対策活動従事者に対して行う。

#### (2) 給与の方法

ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の事情等によって乾パン及び麦製品(乾うどん等)とする。

ウ 炊出しは村長が行うものとする

エ 炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は村長が行う。

オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊出し施設を選定にあたっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を得ておくものとする。

キ 炊出しにあたっては、常に食糧品の衛生に留意するものとする。

### (3) 給与の種別、品目及び数量

#### ア 種別

① 炊出し(乳児用のミルクを含む)

② 食品給与(住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食糧品を支給する)

#### イ 給与品目及び数量

① 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

② 給与数量は1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品(乾うどん等)は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

#### ウ 費用

炊出し、その他による食品のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費とし、1人1日あたり1,010円以内(災害救助法適用)とする。

#### エ 期間

炊出し、その他による食糧品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

## 4 災害時要援護者に配慮した食糧の備蓄

村は、災害時要援護者に配慮した食糧の備蓄に努めるものとする。

## 5 個人備蓄の推進

村は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度、個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。



## 第 18 節 生活必需品物資の供給計画

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等、物資の調達並びに配給に関するものである。

### 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達及び貸与は村長が行う。なお、物資の調達及び貸与は総務対策班、配給は福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

### 2 物資の調達

物資の調達については、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努めるほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

### 3 物資の給与又は貸与

#### (1) 対象者(災害救助法を基本とする)

ア 災害により住家に被害を受けた者

(住家の被害程度は全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水であって、ただちに日常生活を営むことが困難な者)

イ 船舶の遭難等により被害を受けた者

ウ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

エ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

#### (2) 品目

給与又は貸与する被服、寝具その他生活必需品は、次に掲げる品目の範囲内(災害救助法適用)とする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

#### (3) 費用

衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯別区分により 1 世帯あたり次の範囲内(災害救助法適用)とする。

世帯分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する	
全壊(焼)流出	夏	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
	冬	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円
半壊(焼)床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
	冬	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

#### (4) 期間

衣服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の日から 10 日以内に完了しなければならない。

#### (5) 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて迅速確実に配給するものとする。

### 4 個人備蓄の推進

村は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持出品として個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。

## 第 19 節 感染症対策計画

この計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下この節において「法」という。)に基づき感染症対策に万全を期するものである。

### 1 実施計画

災害時における感染症対策は、県知事(健康増進班、中部福祉保健所)の指示をうけ、村長が必要な措置を行う。担当は、健康保険対策班及び住民生活対策班とする。

### 2 衛生班の編成

健康保険対策班と住民生活対策班とで調査係(人員 2 名、車両 1 台)と防疫係(人員 3 名、車両 1 台)からなる衛生班を編成し、本村管内に配置する。なお、災害地域が広範囲にまたがるときは、そのつど即応体制をとるものとする。

### 3 村の感染対策

#### (1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がない場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村は自ら管理する道路、溝渠、道路、公園等の場所の清潔を保つものとする。

#### (2) 消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第 14 条により行うものとする。

#### (3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

#### (4) 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、村長は速やかに生活の用に供される水の供給措置をするものとする。

#### (5) 臨時予防接種

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げ実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

#### (6) 避難所の感染症対策

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちなので中部福祉保健所の指導のもと感染症対策を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症対策の完璧を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は概ね次のとおりとする。

- ア 疫学調査
- イ 清潔の保持及び消毒の実施
- ウ 集団給食
- エ 飲料水の管理
- オ 健康診断

#### 4 被災者の健康管理

村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

##### (1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

##### (2) 災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

##### (3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導)を行う。

## 第20節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生対策に万全を期するものとする。

### 1 実施責任者

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は村長が行う。担当は、住民生活対策班とする。ただし、被害が甚大のため村において実施できない時は、他市町村又は県(薬務衛生班、環境保全班、保健所)の応援を求めて実施する。

### 2 ごみの収集処理の方法

#### (1) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行う。

イ ごみの集積地は、地域代表(自治会長)と協議して定めるものとする。

#### (2) 処理方法

ごみの処理は、原則として中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

#### (3) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要を生じた時は、村(住民生活対策班)において調達する。

### 3 し尿の収集処理の方法

#### (1) 収集方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ委託業者に指示して集中汲み取りを実施する。

#### (2) 処理方法

し尿の処理は、中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理する。

#### (3) 仮設便所等のし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

### 4 震災時、水害時における廃棄物対策

震災時、水害時における被災地帯の清掃等は、国の「震災廃棄物対策指針(平成10年10月)及び「水害廃棄物対策指針(平成17年6月)」に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 震災時防災体制の整備

村は、震災時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努めることとする。

ア 村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備する。

イ 村は、仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 村は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

エ 村は、生活ごみや震災によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保する。

オ 村は、有害廃棄物対策としてアスベストについては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策(散水の徹底等)についてあらかじめ定めておく。

## (2) 水害時防災体制の整備

村は、水害時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努めることとする。

ア 村は、洪水ハザードマップ等を作成し、被災地域の予測をしておく。

イ 村は、洪水ハザードマップ等を参考にし、被災地域における水害廃棄物発生予測量の把握をしておく。

ウ 村は、水害廃棄物を適切に処理するため、仮置場を確保するとともに配置計画を作成しておく。

エ 村は、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順について作成しておく。

オ 村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、水害時の相互協力体制を整備する。

カ 村は、仮置場での破碎・分別体制について作成しておく。

キ 村は、収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策を講じる。

ク 村は、収集運搬車両とルート計画について定める。